

平成27年3月10日
(火曜日)

北海道教育委員会 公報

第6138号

目次

告示	
○教育職員免許状の失効について……………	1
通達・通知	
○北海道立高等学校教育課程編成基準の一部改正について……………	1
○特地勤務手当等の運用についての一部改正について……………	2

告 示

北海道教育委員会告示第13号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条の規定により、失効した。

平成27年3月10日

北海道教育委員会委員長 中村隆信

氏名	南俊隆	本籍地	北海道
免許状の種類（教科）	免許状の番号	授与年月日	授与権者
小学校教諭1種免許状	平5小1第551号	平成6年3月15日	北海道教育委員会
中学校教諭1種免許状 (理科)	平5中1第822号		
高等学校教諭1種免許状 (理科)	平5高1第763号		
失効年月日	平成27年2月18日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号		

通 達 ・ 通 知

教高第1897号
平成27年3月10日

各 教 育 局 長
各 道 立 高 等 学 校 長 様
北海道登別明日中等教育学校長

北海道教育委員会教育長

北海道立高等学校教育課程編成基準の一部改正について（通達）

北海道立高等学校教育課程編成基準（平成23年3月10日教育委員会決定）の一部を別記のとおり改正し、平成27年4月1日から施行しますので、取扱いに当たっては適切に行うようにしてください。

（学校教育局高校教育課普通教育指導グループ）
（学校教育局高校教育課産業教育指導グループ）

別記

北海道立高等学校教育課程編成基準の一部改正について
(平成27年3月4日教育委員会決定)

北海道立高等学校教育課程編成基準（平成23年3月10日教育委員会決定）の一部を次のように改正する。

別記1の2中(15)の次に次のように加える。

(16) 理数工学科

科学、数学及び工業に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、工業生産及びこれの応用に関わる業務に従事する技術者として必要な能力と実践的な態度を育てる。
別記1の3中(3)から(14)までを(4)から(15)までとし、(2)の次に次のように加える。

(3) グローバルビジネス科

商業に関する各分野についての知識と技術を習得させ、起業の精神にあふれ、国内はもとより国際社会におけるビジネス活動に適切に対応するために必要な能力と態度を育てる。

教 給 第960号

平成27年3月10日

各 次 課 長
各 教 育 局 長
各 所 管 機 関 の 長 様
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長
（札幌市を除く各市町村立学校長）

北海道教育委員会教育長

特勤手当等の運用についての一部改正について等について（通知）

特勤手当等の運用についての一部改正について（平成27年3月3日付け人委第775号）等の通知が別記1及び別記2のとおり北海道人事委員会事務局長からあったので、通知します。

記

- 1 特勤手当等の運用についての一部改正について（平成27年3月3日付け人委第775号）（別記1）
- 2 へき地手当等の運用についての一部改正について（平成27年3月3日付け人委第776号）（別記2）

（教育職員局給与課給与制度グループ）

別記1

人 委 第775号

平成27年3月3日

北 海 道 総 務 部 長
北 海 道 教 育 庁 教 育 次 長
北 海 道 警 察 本 部 警 務 部 長 様
北 海 道 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長
各 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 長

北海道人事委員会事務局長

特勤手当等の運用についての一部改正について（通知）

特勤手当等の運用について（平成22年11月30日付け人委第470号通知）の一部が次のとおり改正されたので、通知します。

記

第3項(1)を次のように改める。

- (1) 規則第5条第1項の「人事委員会の定める条件に該当する職員」は、その有する技術、経験等に照らし、3年を超えて引き続き異動等の直後の部局に勤務させることが必要であると任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）が認めた職員とし、同項の「人事委員会が定めるこれに準ずる職員」は、次に掲げる職員とする。
- ア 規則第5条第1項に規定する異動等の日（イにおいて「異動等の日」という。）から起算して3年を経過する際その翌日に他の特地区部局又は準特地区部局に異動することが明らかである職員
- イ 異動等の日から起算して3年に達する日までの間に他の特地区部局又は準特地区部局に異動した職員で、異動等の日から起算して3年を経過する際当該異動に伴い住居を移転していない者

（給与課給与グループ）

別記2

人 委 第776号
平成27年3月3日

北海道教育庁教育次長 様
札幌市教育委員会学校教育部長

北海道人事委員会事務局長

へき地手当等の運用についての一部改正について（通知）

へき地手当等の運用について（平成22年11月30日付け人委第471号通知）の一部が次のとおり改正されたので、通知します。

記

規則第6条関係第1項中「職員」を「第1項の職員」に改め、同条関係中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 第1項の「人事委員会が定めるこれに準ずる職員」は、次に掲げる職員とする。

- (1) 規則第6条第1項に規定する異動等の日（(2)において「異動等の日」という。）から起算して3年を経過する際その翌日に他のへき地学校、へき地学校に準ずる学校又は特別の地域に所在する学校（以下「へき地等学校」という。）に異動することが明らかである職員
- (2) 異動等の日から起算して3年に達する日までの間に他のへき地等学校に異動した職員で、異動等の日から起算して3年を経過する際当該異動に伴い住居を移転していない者

その他の事項中「へき地学校、へき地学校に準ずる学校又は特別の地域に所在する学校（以下「へき地等学校」という。）」を「へき地等学校」に改める。

（給与課給与グループ）

